



## 「保険が使える」と勧誘する住宅修理の保険申請サポート契約トラブル

### 事例



### 助言



「数年前の台風被害で保険の申請漏れがないか調査している」と電話があった。保険会社の調査と思い訪問を承諾。調査後、業者から「瓦にひびがある。保険金が出る。保険申請のサポートをする」と言われ、書類にサインをした。3週間後、業者から保険申請用として40万円の見積書が届いた。あまりにも高額で不審に思い、改めて書類を確認すると、保険会社とは無関係の業者で、「保険金が出たら保険金の35%を業者に支払う」という保険申請サポート契約だった。すぐに解約を申し出たが、高額な解約料を請求された。

「保険金が出る」「保険で住宅修理ができる」「保険申請のサポートをする」と言って勧誘する保険申請サポート契約の相談が多く寄せられています。

自然災害による住宅の損害は、火災保険等の補償対象になる場合がありますが、保険金が出られるかは、保険契約の内容と保険会社の調査によります。また、保険金請求の手続きに特別な知識は不要で、消費者自身で申請することが基本です。まずは、加入している保険会社に直接相談しましょう。

住宅の老朽化による経年劣化は補償の対象外です。経年劣化を自然災害による損害と事実と異なる理由で保険金請求することは不正請求になります。業者の「保険を使って修理ができる」という言葉を鵜呑みにせず、保険金請求は消費者自身で事実に基づいて行いましょう。

住宅修理をする場合は、数社から見積もりを取り比較するなど、工事や契約の内容をよく検討しましょう。

「保険が使える」という勧誘を受けても**その場での契約は避け、手数料や支払い条件など契約内容をよく確認し、慎重に判断しましょう。**必要ではない修理やサポートは、きっぱりと断りましょう。

なお、訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、**契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフが可能**です。

相談専用電話 **06-6998-3600**

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

守口市消費生活センター（守口市役所内）

消費者ホットライン 188（局番なし）